

# 福井県行財政構造改革プログラム

平成16年2月

福 井 県



# はじめに

---

今、日本は、少子高齢化の進展や経済社会のグローバル化など新しい時代の急激な変化の中にあり、経済・社会全般にわたって「構造改革」に向けた様々な取組みが進められています。また、三位一体の改革や市町村合併の進展など、地方自治や政治の仕組みも大きな節目を迎えています。

こうした中、本県が、全国との競争の中で、県民が誇れる「夢のあるふるさとづくり」を進めていくためには、国に依存することなく、県民の参加を得ながら、自らが考え、独創的な施策を展開していくことが求められています。

一方、長引く景気の低迷による県税収入の減少や地方交付税の削減により、本県の財政状況も年々厳しさを増しており、事業の選択と集中を進め真に必要な分野に人や予算を集中的に投資することが必要です。

この福井県行財政構造改革プログラムは、地方分権新時代における「新たな行政システム」の確立とそれを支える財源の確保について、その具体的な取組内容、期限等を明らかにしたものであります。

既に平成15年度から取り組んでいるものもありますが、平成18年度までに実現することを目標としています。

県としては、このプログラムに掲げた取組みを断行することにより、「福井元気宣言」に掲げたビジョンを確実に実現し、県民の皆さんが豊かさを実感できる「プライド福井」を創造していく決意です。

平成16年2月

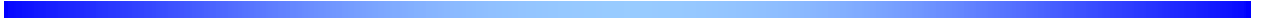
福井県知事 西川 一 誠

# 目 次

はじめに	(ページ)
行財政構造改革の目的	
1 「福井元気宣言」実現の財源確保と推進体制の整備	1
2 国から自立した財政構造の確立	1
3 「管理」から「経営」への改革	2
変革の時代に対応した財政構造改革	
1 深刻な財政状況と財政収支見通し	3
2 財政構造改革に向けて	8
(1) 財政構造改革のための基本的な前提	8
(2) 財政構造改革に向けた取組み	10
3 財政構造改革の具体的な取組内容	14
(1) 新規の大規模施設整備の原則凍結等	14
(2) 成果主義に基づく事務事業のスクラップ	16
(3) 人件費の抑制	19
(4) 外郭団体等の整理合理化	20
(5) 財産売却等による歳入の確保	23
3つの「S」を改革の理念とした行政構造改革	
1 「管理」から「経営」へ	25
2 政策推進マネジメントシステムを中心とした県政運営	26
(1) 政策推進マネジメントシステム	26
(2) 環境変化に柔軟に対応する機構改革	26
(3) 職員の意識改革	27
(4) 仕事の進め方改革	29

---

3	県民に身近な県政運営	30
	(1) 県政への県民参加	30
	(2) 利用しやすい県有施設	32
	(3) 利用者の立場に立ったIT活用	33
4	市町村、民間団体との協働による県政運営	34
	(1) 地方分権新時代に対応した市町村の自立の支援	34
	(2) NPOや地域コミュニティとの協働	35
	(3) 民間活力の活用	36
	福井県政府の樹立に向けて	37



# 行財政構造改革の目的

この行財政構造改革プログラムは、以下の3つの目的のために作成しました。

知事を中心に全職員が一丸となって、県民が納得し、満足する県政を絶えず追求し、県議会と連携しながら、市町村、地域コミュニティ、NPO、そして一人ひとりの県民との協働により、このプログラムを速やかに実現します。

そして、地方分権新時代を迎え、「自己決定・自己責任」の原則の下、国から自立した「地方政府」としての自覚と責任を持って、市町村と協力し、また、国と対等な立場に立って本県の立場を堂々と主張できる「新しい福井県政府の樹立」を目指します。

## 1 「福井元気宣言」実現の財源確保と推進体制の整備

「福井元気宣言」では、「元気な産業」「元気な社会」「元気な県土」「元気な県政」の4つのビジョンと、これを実現する10の政策を掲げ、県として最優先でその実現に取り組んでいます。また、平成15年12月には「挑戦（チャレンジ）ふくい - 福井県経済社会活性化プラン - 」を策定しました。

厳しい財政状況の中で、これらの施策を予算化するために行財政構造改革を断行して、平成18年度までに200億円の財源を生み出す必要があります。

また、施策を実現するために、成果主義に立った新しい仕事の進め方や体制が必要です。

このプログラムは、「福井元気宣言」を実現するための財源確保や推進体制を示すことが目的の一つです。

## 2 国から自立した財政構造の確立

「地方にできることは地方に委ねる」との原則の下、歳出・歳入の両面において、地方の自由度を高め、地方の自立に向けた構造改革の実現に向けて、「三位一体の改革」( 1 )が進められています。

しかしながら、平成16年度の地方財政計画では、三位一体の改革の名の下に、地方交付税( 2 )と臨時財政対策債( 3 )の合計が、対前年度比12%減と大幅に削減されるなど、全国の地方公共団体の予算編成に大きな影響が生じています。

三位一体の改革は、本来、地方分権を進めるに当たって、地方公共団体の財政基盤を強化し、自立性を高めるものでなければなりません。国が地方に義務付けている膨大な事務事業が見直されない中、地方交付税等が大幅に削減されることは、地方公共団体の行政運営の裏付けである財政を圧迫するだけです。

三位一体の改革が地方にとって真により良い改革となるよう、本県から国に対して主張すべきことは主張し、積極的な提案を行っていくことが必要です。

このため、財政の健全化を一層進め、国の制度の動向に大きく影響を受けない弾力的で、国から自立した財政構造を確立することもこのプログラムの目的です。

### 3 「管理」から「経営」への改革

新しい時代の県民ニーズに的確に応え、環境変化へ高い適応力を発揮するためには、予算や人など限られた行政経営資源を最大限活用し、県民の豊かさを最大限高める「経営手法」を県政に導入することが必要です。

財政健全化はもとより、県民が満足する県政を進めるため、民間の経営手法を県政に取り入れ、政策効果を重視した「政策推進マネジメントシステム」を構築し、運営するとともに、これを実践する職員の意識や仕事の進め方を改革することもこのプログラムの目的とします。

- 1 「三位一体の改革」とは、地方分権を進めるに当たって、地方公共団体の財政基盤や自立性の強化を実現するため、「国庫補助負担金の削減」、「国から地方への税源移譲」および「地方交付税の見直し」を一体的に行うものと言われています。
- 2 「地方交付税」とは、地方公共団体の税収の偏りを調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう国から交付される地方共有の固有財源で、国税収入の一定割合が財源として充てられています。
- 3 「臨時財政対策債」とは、国の交付税特別会計の財源不足補てんのために交付税の一部が振替えられた赤字地方債のことで、その元利償還金については、後年度、地方交付税により全額措置されることになっています。



# 変革の時代に対応した財政構造改革

## 1 深刻な財政状況と財政収支見通し

### 深刻な財政状況

本県は、歳入・歳出の両面で、極めて厳しい財政状況に直面しています。

歳入については、重要なウェイトを占める県税収入が、一段の景気の低迷により、平成14年度には972億円と13年ぶりに1,000億円を割り込み、15年度、16年度とも900億円程度に落ち込む見込みです。

また、地方交付税についても、国の「三位一体の改革」により総額が大きく抑制され、交付税の振替分である臨時財政対策債も含めて、平成16年度の本県の地方交付税は、対前年度比222億円（12.4%）の大幅な減少となる見込みです。

一方、歳出については、国の経済対策に呼応したこれまでの積極的な公共投資などの取組みにより、県債残高が平成15年度末で7,370億円にまで増嵩し、それに伴い、元利償還金に当たる公債費が16年度当初予算案で801億円と歳出全体の16%を占めるに至っています。

また、少子・高齢化への対応に要する福祉関係経費や人件費も含めた義務的経費の増加により、経常収支比率（1）が高くなるなど、財政の硬直化が一段と進み、行政需要の変化への的確な対応が困難になってきています。

本県のみならず地方公共団体は、財政再建に向け、国の取組みを上回る行財政改革に取り組んでいますが、国の「三位一体の改革」において十分な議論がなされず、国庫補助負担金の見直しや税源移譲が不十分な中、地方交付税の削減のみが先行して行われ、本県財政に大きな影響を与えています。

このプログラムを着実に実行することにより、国の制度の動向に大きく左右されず、本県の重要課題に適切に対応できる弾力的で足腰の強い、国から自立した財政構造を確立する必要があります。

1 「経常収支比率」とは、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標であり、人件費や公債費のように経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税などの経常一般財源収入の総額に占める割合で、80%以上が警戒ラインとされています。

## 平成16年度当初予算案と17年度以降の厳しい財政収支見通し

平成16年度の当初予算案を基礎として、17年度、18年度の本県の財政収支がどのように推移するかを、6頁の一定の仮定のもとに試算しました。

まず、歳入のうち県税収入については、これまで国の公表した経済成長率の見通しを参考に伸び率を見込んできましたが、平成16年度の本県の県税収入が引き続き15年度並みの見通しであるため、17年度以降は基本的な伸び率を0%で試算しました。ただし、電力会社の税収については、他県で新たに発電所が増設され、それに伴う本県の税収が減少するため、その額についての減収を見込んでいます。

また、地方交付税については、今後も、国が「三位一体の改革」における地方歳出抑制の一環として、地方公務員の定員削減による給与関係経費の抑制等を進めることとしており、本県の地方交付税も引き続き減少していくものと見込んでいます。

一方、歳出のうち人件費については、平成17年度以降は人員削減や給与改定がないものとして、また、退職手当は各年度の退職者見込数をもとに積み上げた結果、17年度は減少するものの、18年度については増加する見込みです。

また、公債費については、既に発行済みの県債の元利償還計画等を踏まえて試算した結果、これまで投資的経費の抑制に努めてきたことから、平成16年度をピークに減少しています。

投資的経費である公共事業費、県単独事業費については、平成16年度の予算額と同額で見込んでいます。

その他の経費については、県税収入の一定割合が交付される市町村交付金以外は、16年度の予算額と同額で見込んでいます。

以上の試算の結果、7頁の「財政収支見通し(収支改善計画前)」で示すように、平成17年度と18年度の財政収支については、財政調整基金(1)、県債管理基金(2)、地域振興基金(3)の3基金(以下「財政調整基金等」という。)の16年度末残高見込み295億円の取り崩しでは対応できない、合計384億円の財源不足が見込まれます。

- 
- 1 「財政調整基金」とは、予測できない収入の減少や支出の増加に備えて設けられている積立金で、家計の預貯金に相当するものです。
  - 2 「県債管理基金」とは、県債の返済を計画的に行うための積立金です。
  - 3 「地域振興基金」とは、個性豊かな社会資本の整備を計画的に行うための積立金です。
- 本県では、上記の3基金を、毎年度の財源不足を補てんする財源として活用しています。

〔財政収支見通しの試算条件〕

入	歳	県税	平成 16 年度税収見込みをもとに試算 伸 び 率 0% (17 年度以降) 〔参考〕 16 年度地方財政計画の地方税の伸び率 0.5% 国の「構造改革と経済財政の中期展望 2003 年度改定」 (16 年 1 月 16 日、経済財政諮問会議) 名目成長率 16 年度 0.5% 17 年度 1.4% 18 年度 2.1% 法人関係税 (法人県民税、法人事業税) 外形標準課税については、影響なしで試算 電力関係は分割基準による影響額を考慮して減少を見込む
		地方交付税	大幅な縮減が行われた 16 年度地方財政計画をもとに試算 給与関係費 地方財政計画の人員削減計画 (~ 18 年度 4 万人純減) に より試算 投資的経費 16 年度に大幅な抑制が行われ、当面の抑制目標は達成さ れたものとして、17 年度、18 年度は伸び率 0% で試算
		国庫支出金	公共事業等の見込みにより試算
		県債	臨時財政対策債は 16 年度同額 (283 億円) として試算 上記以外は、総額を 500 億円以内で試算
		地方消費税清算 金等 ( 1 )	16 年度収入見込みをもとに、17 年度以降は、国の名目成長率 (17 年 度 1.4%) を参考に試算
		なお、三位一体の改革に伴う国庫負担金の廃止等については、税源移譲により収支 に影響がないものとして試算	
出	歳	義務的 経費	人件費 16 年度の職員数をもとに人員削減がないものとして試算 給与改定率は 0% とし、退職手当は各年度の退職者見込数により試算
		公債費	既に発行した県債の元利償還計画等により試算
	投資的経費	16 年度の前算額をもとに抑制を行わないものとして試算 公共事業 伸び率 0% 県単独事業費 伸び率 0%	
	その他の経費	16 年度の前算額をもとに抑制を行わないものとして試算 県税収入の市町村交付金については積み上げにより試算	

- 1 「地方消費税清算金」とは、地方消費税 (消費税 1% 相当) が税負担を最終消費者に求め、流通段階では最終的な消費地を把握することができないことから、都道府県間において一定の基準によって清算を行うことで得る収入のことです。

## 〔財政収支見通し（収支改善計画前）〕

（事業費ベース）

（単位：億円）

年 度		16年度 当初予算案	17年度	18年度
歳 入	県 税	915	893	891
	地 方 交 付 税	1,280	1,253	1,227
	国 庫 支 出 金	933	938	938
	県 債	764	712	712
	うち臨時財政対策債	283	283	283
	上 記 以 外	481	429	429
	地方消費税清算金等	238	241	243
	そ の 他	769	757	757
計	4,899	4,794	4,768	

歳 出	義 務 的 経 費	2,280	2,251	2,243
	うち人 件 費	1,295	1,280	1,303
	うち公 債 費	801	783	747
	投 資 的 経 費	1,353	1,353	1,353
	そ の 他 の 経 費	1,371	1,372	1,374
	計	5,004	4,976	4,970

( - )		(2年間で 384億円)	
〔財源不足額(=基金取崩額)〕	105	182	202
(15年度末残高は400億円として計算) 年度末の財政調整基金等残高	295	113	89

（注）平成16年度のみ、収支改善後の当初予算案である。

## 2 財政構造改革に向けて

### (1) 財政構造改革のための基本的な前提

4頁に述べたような厳しい財政収支見通しの中、以下の基本的な前提に立って、財政構造改革を進めていきます。

#### 財政調整基金等の適切な維持

地方分権新時代を迎え、地方政府としての自覚と責任を持って、県民本位の県政を進めていくためには、赤字基調の財政構造から脱却し、財政調整基金等に依存しない歳入に見合った収支均衡型の財政構造へ転換していくことが必要です。

これまで、中長期財政計画(平成14年度～16年度)では、不測の事態に備え、財政調整基金等の残高の目標を標準財政規模の5%(126億円)(1)以上としてきました。

本プログラムの推進期間においては、県税収入の早期回復が期待できない一方で、国の三位一体の改革の影響により、一層厳しい財政状況が予想されます。

今後の国の地方税財政制度見直し等による財源不足や高齢化の進展等に伴う財政負担に備え、また、県民のための自主的な行政を進められるよう、プログラム期間中は、財政調整基金等の基金残高を標準財政規模の5%(100億円程度)以上維持することに努めます。

#### 1 「標準財政規模の5%」

「標準財政規模」とは、地方公共団体の一般財源(使途が特定されない税、交付税等)の標準規模を示すもので、標準財政規模の5%以上の赤字を出した場合には財政再建団体となり、建設事業等の県債を発行することができなくなります。

#### 県債発行の抑制

県債の発行については、将来の世代に更なる負担を転嫁しない財政運営を行う観点から、投資的経費の抑制に努めながら、平成16年度以降のプライマリーバランス(2)を黒字に維持するとともに、起債依存度(3)を10%以下に、起債制限比率(4)を15%以下に抑制します。

- 2 「プライマリーバランス」とは、県債の返済額を除いた歳出と、県債の借入額を除いた歳入との基礎的財政収支であり、返済額より借入額が少ない場合は黒字となり、県債残高が減少していきます。
- 3 「起債依存度」とは、各年度における一般会計の予算規模に対する県債発行額の割合のことです。
- 4 「起債制限比率」とは、地方公共団体における借入金による財政依存度を判断する指標の一つで、3か年の平均値が、20%以上になると一部の県債の発行が制限されます。

## 経常的な支出の一層の合理化

財政の健全性や弾力性を測る指標としての経常収支比率については、近年、公債費の増加により、平成9年度に従来警戒ラインとされてきた80%を超えました。中長期財政計画では90%以下を目標に定め、取り組んできた結果、15年度決算見込みでは約87%ですが、16年度以降は、歳入の大きなウェイトを占める地方交付税が引き続き減少するため、95%超にまで上昇する見込みであり、人件費や維持管理費等の経常的支出の一層の削減に努める必要があります。

### 〔財政指標等の今後の見込み（収支改善計画前）〕

項目	15年度	16年度	17年度	18年度
財政調整基金等の 年度末残高	400億円	295億円	113億円	89億円
経常収支比率	86.6%	93.6%	95.1%	95.8%
起債制限比率	12.9%	13.3%	13.8%	13.9%
起債依存度	8.8%	9.5%	8.6%	8.6%

（注）上記の起債依存度は、臨時財政対策債を除いています。

### 〔財政指標等の基本目標〕

項目	プログラム期間の目標
財政調整基金等の 年度末残高	標準財政規模の5%(100億円程度)以上の額の確保
経常収支比率	95%以下
起債制限比率	15%以下
起債依存度	10%以下

## ( 2 ) 財政構造改革に向けた取組み

### 収支改善計画

7 頁の財政収支見通しと 8 ~ 9 頁の財政構造改革の基本前提に立って、給与の適正化やシーリング（予算要求基準）の設定による歳出の削減、県債の弾力的な発行等による歳入の確保により、11 頁の表のように計画的に収支改善を図っていきます。（給与の適正化等の具体的な取組内容については、14 頁以降に記載してあります。）

まず、平成 16 年度当初予算案の編成に当たっては、232 億円の財源不足額が見込まれたことから、収支改善計画として、歳出の削減と歳入の確保による 127 億円と財政調整基金等の取り崩し 105 億円により収支不足の解消を図りました。

また、平成 17 年度以降についても、収支改善策や計画的な財政調整基金等の取り崩しを図りながら、収支不足の解消に努め、財政調整基金等の 18 年度末残高について、基本目標の 100 億円以上を維持します。

12 頁には、収支改善計画後の財政収支見通しを示しています。



## 収 支 改 善 計 画

〔一般財源ベース〕

(単位：億円)

項 目	1 6 年 度	1 7 年 度	1 8 年 度	計
収支改善前の財源不足額 A	232	182	202	616

1 6 年 度 は 当 初 予 算 編 成 前 の 財 源 不 足 額

歳 出 の 削 減 a	61	23	44	128
給与の適正化	28	0	0	28
シーリングによる歳出の合理化	33	23	44	100

歳 入 の 確 保 b	66	63	59	188
県税収入の確保	2	3	5	10
受益と負担の適正化	1	1	1	3
県債の弾力的な発行	51	54	48	153
その他の歳入の確保	12	5	5	22

収支改善額合計 ( a + b ) B	127	86	103	316
---------------------	-----	----	-----	-----

収支改善後の財源不足額 C A + B	105	96	99	300
------------------------	-----	----	----	-----

財政調整基金等の取り崩しで対応

財政調整基金等の残高 (平成15年度末残高見込み400億円)	295	199	100
-----------------------------------	-----	-----	-----

## 〔財政収支見通し（収支改善計画後）〕

（事業費ベース）

（単位：億円）

年 度		16年度 (当初予算案)	17年度	18年度
歳 入	県 税	915	896	896
	地方交付税	1,280	1,253	1,227
	国庫支出金	933	918	899
	県 債	764	746	720
	うち臨時財政対策債	283	283	283
	上記以外	481	463	437
	地方消費税清算金等	238	240	243
	その他	769	764	763
計	4,899	4,817	4,748	

歳 出	義務的経費	2,280	2,251	2,244
	うち人件費	1,295	1,280	1,303
	うち公債費	801	783	748
	投資的経費	1,353	1,296	1,240
	その他の経費	1,371	1,366	1,363
	計	5,004	4,913	4,847

( - )	(3年間で300億円)		
〔財源不足額(=基金取崩額)〕	105	96	99
(15年度末残高は400億円として計算) 年度末の財政調整基金等残高	295	199	100

## 〔財政指標見通し（収支改善計画後）〕

項 目	16年度	17年度	18年度
経常収支比率	93.6%	93.5%	93.9%
起債制限比率	13.3%	13.8%	13.9%
起債依存度	9.5%	9.4%	9.0%

（注）上記の起債依存度は、臨時財政対策債を除いています。

## 「福井元気宣言」実現のための財源確保策

これまで述べてきた「収支改善計画」を行った後、さらに「福井元気宣言」に掲げたビジョンの実現を図るため、それに必要な財源として、追加的に200億円を確保します。

(一般財源ベース)

(単位：億円)

項 目	15年度 (実績)	16年度 (当初予算案)	17年度 (計画)	18年度 (計画)	計
歳 出 の 削 減 A	24	47	51	51	173
(1) 新規の大規模施設整備の原則凍結等	9	5	5	2	21
既存施設の最大限の活用			1	1	2
大規模イベントの原則凍結		2	2		4
公共事業等の選択と集中	9	3	2	1	15
(2) 成果主義に基づく事務事業の大胆なスクラップ	11	29	29	29	98
事務事業の見直し	5	12	12	12	41
補助金の見直し	6	16	16	16	54
行政組織の重点化・効率化		1	1	1	3
(3) 人件費の抑制	4	9	14	18	45
職員定数の適正な管理	3	6	9	12	30
教員配置の適正化		2	4	5	11
超過勤務の縮減	0.2	0.4	0.4	0.4	1.4
管理職手当の見直し、知事等の給料月額額の減額	0.9	1.1	1.1	1.1	4.2
(4) 外郭団体等の整理合理化	0	4	3	2	9
運営費的補助金の廃止		4	2	2	8
再就職の見直し	0.2	0.4	0.4	0.4	1.4
外郭団体等の統廃合			1		1
歳 入 の 確 保 B	0	11	8	8	27
(5) 財産売却等による歳入の確保	0	11	8	8	27
財産売却	0.3	1	2	2	5.3
電源三法交付金等の活用		10	6	6	22
合 計 A + B	24	58	59	59	200

(注) (1)～(5)の合計は、整数で表記しており、それぞれの内訳の合計と一致しない。

なお、15年度と16年度については、「福井元気宣言」のビジョン実現のための新世紀政策推進枠事業の財源として措置済みです。

17年度と18年度の計画額は、前頁の「財政収支見直し(収支改善計画後)」に反映されていません。

### 3 財政構造改革の具体的な取組内容

財政構造改革による収支改善計画と「福井元気宣言」の財源確保策は一体的に取り組むべきものであり、以下の具体的な項目にしたがって、積極的に財政構造改革に取り組んでいきます。

#### (1) 新規の大規模施設整備の原則凍結等

##### 新規の大規模施設整備の原則凍結

公共施設が相当整備されてきたことから、今後は、健全な財政を維持していくためにも、「造る」から「使う」という観点に立って、既存施設の有効活用を優先すべきであり、大規模施設の新たな整備は極力抑制していく必要があります。

このため、新規の大規模施設(総事業費10億円以上)については、次の条件をみたく重要施設に限り実施します。

- 広く県民に利用される施設であること
- 民間が供給・代替できる施設でないこと
- 市町村が管理運営を行うなどランニングコストの縮減が図られること

##### 既存施設の最大限の活用

計画的な修繕により既存施設を最大限活用するとともに、既存施設の改築・大規模改修については、必要性、緊急性、優先度を厳格に判断して実施します。

職員住宅の老朽化に伴う建替え等については、地域性等により改築の必要性がない限り、極力民間賃貸住宅の活用を図ります。

##### 大規模イベントの原則凍結

大規模イベント(開催事業費1億円以上)については、県民活動の一層の活性化や本県のイメージアップ効果が長期的に期待できるものを厳選して行うこととし、既に誘致が決定しているもの(第17回全国スポーツ・レクレーション祭(平成16年10月2日~5日)、第20回国民文化祭(平成17年10月22日~11月3日))以外は、原則として実施しないこととします。

実施する場合においても、費用対効果の検証を徹底し、ボランティアや市町村等との協力関係の強化によりコスト縮減を図ります。

## 公共事業等の選択と集中

- 公共事業

国の公共投資関係費の削減率等を考慮して事業費を設定するとともに、選択と集中による事業効果の早期発現、県民生活の質の向上や安全確保の分野への重点化を推進します。

外部委員で構成する「福井県公共事業等評価委員会」の評価に先立って、予算担当者自らが現地に出向いて1件審査を行い、県民の視点に立って事業の必要性等を判断します。

公共事業については、これまで全国一律の方法や国の基準に沿った整備を進めてきましたが、今後は、地形や利用実態、施工方法等、徹底的なコスト縮減を図りながら、地方の実情に合った公共事業を進めていきます。

このため、見直しが必要なものについては、国へ積極的に提言していくことも考えています。

- 県単独事業

地方財政計画の削減率等を考慮して事業費を設定するとともに、県民の暮らしに身近な社会資本の整備を進める観点から、道路の新設・改良等の建設中心から歩道設置、道路の維持・補修事業へ重点化を図ります。

これまでの枠的な予算の配分から、年度途中に対応すべき維持補修を除き、予算担当者が現地調査を行い、事業の必要性や優先度等を判断する1件審査方式に改めます。

## ( 2 ) 成果主義に基づく事務事業のスクラップ

### 事務事業の見直し

「成果主義」、「顧客主義」、「事後評価」という「ニュー・パブリック・マネジメント」の考え方にに基づき、「事業によって主権者である県民に何が持たられるか」という政策効果を重視し、経営の視点を取り入れた「福井県政策推進マネジメントシステム」を運用し、事前の目標設定と事後の厳格な評価を実施することにより、事務事業の見直しを積極的に推進します。

#### ( 例 )

観光振興業務等のアウトソーシング  
経営改善指導事業の効率的実施（商工会等の合併、広域連携の促進）  
農業等の改良普及事業のあり方を検討

### 補助金の見直し

市町村については、市町村合併による行財政基盤の強化や県からの権限の移譲などにより、自己決定・自己責任による行政運営が一層求められており、県と市町村との役割分担や市町村の自立を促進する観点から、市町村が実施している国庫補助事業への政策誘導的な県費上乗せ補助金については抜本的な見直しを検討し、「福井元気宣言」に係る事業への重点化を図ります。

また、その他の様々な団体に対する補助金についても、所期の目的を達成した補助金や社会的ニーズの薄れている補助金は廃止するなど、その目的や効果等を検証し、見直しを進めるとともに、団体の自立を促進する観点からも重点化を図ります。

## 行政組織の重点化・効率化

- ・ 東アジアの海外事務所機能の重点化（平成16年度～）

県内企業のニーズや費用対効果を踏まえ、現在のニューヨーク事務所とミラノ事務所を廃止し、成長著しい東アジアマーケット開拓のため、香港や上海事務所の機能を強化します。

- ・ 県外事務所機能の経済面への重点化（平成16年度～）

首都圏に位置する東京事務所と近畿圏に位置する大阪事務所は、これまでの行政連絡中心の機能から、企業誘致や「ふくいブランド」発信の機能に重点を移します。

中部圏に位置する名古屋事務所は、交通手段や情報通信網の発達を背景として費用対効果の観点から、その業務は本庁で対応することとし、事務所を廃止します。

- ・ 県内出先機関の再編の検討（平成17年度～）

進展が見込まれる市町村合併の状況を見極めるとともに、県民の利便性に配慮しながら、より効率的、効果的な事務執行体制の構築に向けて、健康福祉センターの分庁舎のあり方や農林総合事務所および土木事務所の組織統合について、平成17年度中に検討し、方向性を示します。

県内の交通事情の変化や情報通信網の発達に伴い、県民の生活圏が拡大していることから、地域ごとに配置している出先機関については、県民サービスの維持・向上を前提に、県民の生活圏域や事務所までの距離・時間を考慮し、福井、坂井、奥越、丹南、二州および若狭の6区域に1か所ずつ配置することを原則として、その組織のあり方を検討する必要があります。

- ・ 県立高校の再編の検討（平成17年度～）

学校行事・部活動等の活性化、生徒の学力向上や適性に応じた教科・科目の開設、教員の効率的な配置といった観点から、適正規模の検証だけでなく、機能強化に向けた県立高校の再編、統廃合について、平成17年度中に検討し、方向性を示します。

- ・ 「地方独立行政法人」制度の導入の検討（平成16年度～）

県立大学について、「県立大学あり方検討懇話会」の報告を踏まえ、地域や県民のニーズに対応した積極的な地域貢献に向け、主体的で効率的な組織運営を行うため、「公立大学法人」への移行を検討します。

また、試験研究機関や公営企業などの地方独立行政法人化については、国の機関の状況や、他の都道府県の取組状況を見極めながら検討に着手します。

- ・ 警察の組織再編の検討（平成16年度～）

治安情勢に的確に対応し、県民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため、市町村合併の動向も考慮しつつ、警察署、交番・駐在所等のあり方を検討します。

## シーリングによる歳出の合理化

シーリングは、歳出規模の抑制を図る見地から国や他の都道府県の予算編成でも取り入れられている方法であり、各部局に対して、経費別（事務的経費、投資的経費等）に予算要求限度枠を設けることにより、一律に削減する方法です。

予算要求する事業課は、シーリングの設定による限られた財源の中で、成果主義の観点から、不要不急の事業がないか徹底した見直しを進めていきます。



## (3) 人件費の抑制

### 職員定数の適正な管理

人件費の抑制を図るため、事務事業の見直しや組織の統廃合、アウトソーシング等を進めることにより、平成15年4月から19年4月までの4年間で一般行政部門の職員数を5%(168人)削減します。

### 教員配置の適正化(平成16年度~)

30人学級編成の導入など、きめこまかな教育体制を整えるため、義務教育教員については、本県独自の適正な教員配置を検討するとともに、学校以外に配置されている教員、例えば、市町村の社会教育主事やスポーツ主事等の県が経費を負担している教員についても、そのあり方を検討します。

### 超過勤務の縮減

効果的・効率的な業務の推進や職員の健康管理を図るため、目標時間の管理とコスト意識の徹底、県税の徴収や用地交渉など夜間勤務に対する正規の勤務時間の弾力的な割振り、長時間勤務の要因分析と対策等により超過勤務の縮減に取り組み、人件費の適正化を図ります。

### 管理職手当の見直し

管理職手当については、支給率を見直し、平成15年6月から支給額を約10%引き下げています。

### 知事等の給料月額削減

平成15年8月から19年4月までの期間、知事をはじめ特別職の給料月額を10%削減しています。

### 給与の適正化

民間企業の動向等を反映した人事委員会勧告を踏まえ、毎年、給与の見直しを行うとともに、退職手当について、国に準じて支給水準を概ね6%引き下げます。

## ( 4 ) 外郭団体等の整理合理化

### 運営費的補助金の廃止

平成13年度に策定した「外郭団体等の経営健全指針」の対象となる外郭団体等( 1 )については、当該指針に基づき、自立を促すために、運営費的補助金の廃止および健全な経営の確立に向け、適切な指導を行います。

また、上記の外郭団体等の基準にはあてはまらないものの、県が出資または補助を行うなど県行政が関与している広い意味での外郭団体等については、運営費的補助金の廃止に向けて、県に準じた経費削減や自主財源の確保を促し、団体の自立化を図ります。

1 「外郭団体等の経営健全指針」の対象となる外郭団体等とは、次に掲げる団体をいい、現在25団体あります。

土地開発公社、道路公社、住宅供給公社

県が資本金や基本金等の2分の1以上を出資している財団法人、社団法人(専任の職員がいない法人を除く。)

県が資本金や基本金等の2分の1以上の額の債務を負担している財団法人、社団法人

県有施設の管理運営を委託している法人(県が認可をしていない法人等を除く。)

### 再就職の見直し

広い意味での外郭団体等に再就職している元県職員の勤務条件の基準(退職年齢・給料月額・退職手当)を平成15年度に見直しました。

今後は、退職した県職員がその能力を活かせる仕組みづくりを検討します。

## 外郭団体等の統廃合

「外郭団体等の経営健全指針」の対象となる外郭団体等は、現在25ありますが、平成18年度末までに20以下とするため、その必要性を改めて見直し、存続の必要性が乏しくなったものは廃止するとともに、設立目的や事業内容が類似している団体は、多様な県民ニーズに的確に対応できるよう統合して、県民サービスの一層の向上と運営の効率化を推進します。

- ・ 福井県民会館の機能移転に伴う（財）福井県民会館の廃止の検討  
（平成18年度）

福井県民会館施設は、今後、オープン予定の「県民プラザ(仮称)」にホールや会議室等の機能を移転した後、閉館する予定であり、その管理委託先である（財）福井県民会館の廃止を検討します。

- ・ （財）芦原観光会館の廃止（平成17年度）

大規模な研修会等の誘致のための施設を整備する目的で昭和45年に設立された（財）芦原観光会館は、近年、各旅館が大規模化する中で、既にその役割を終えたものと考えられますので、施設を市に移管し廃止します。

- ・ 産業支援のための総合的な実施体制の構築（平成17年度）

それぞれの産業支援機関に分散している産業支援機能を一元化し、企業の需要に応じて体系的に支援する体制を構築するため、（財）福井県デザインセンターと（財）福井県中小企業産業大学校を（財）福井県産業支援センターに統合します。

- ・ 農林漁業支援に向けた効率的な実施体制の構築（平成17年度）

農林漁業に対する支援機能を一元化し、総合的で効果的、効率的な実施体制を構築するため、（財）福井県農業公社と（財）福井県農林漁業大学校を（社）福井県林業公社に統合します。

- ・ （財）福井県すこやか長寿財団の機能の見直し（平成17年度）

高齢社会が進展する中、高齢者等の多様なニーズにより的確に対応するため、（財）福井県すこやか長寿財団と関連する団体との統合による高齢者福祉機能の強化を検討します。

---

- ・ 社会福祉施設の市町村等への移譲

（社福）福井県福祉事業団に管理運営を委託している高齢者を対象とした社会福祉施設については、市町村や民間での運営体制が整ってきており、県が設置する必要性が乏しくなっていることから、市町村や民間への移譲に取り組みます。

- ・ 公社の経営改善

（土地開発公社）

長期に保有している土地の処分や、安定した事業の確保等が課題になっている土地開発公社については、長期保有土地の有効活用や処分方策を引き続き検討するとともに、国や市町村からの受託事業の拡大、経費の節減などの経営改善に取り組みます。

（道路公社）

福井県道路公社については、営業期限の設定がない、あるいは当面営業期限が到来しない有料道路について、無料化も含め、そのあり方を検討します。

（住宅供給公社）

景気低迷等による住宅販売の減少や借入金の金利負担等が課題となっている福井県住宅供給公社については、宅地分譲事業の販売促進に努めます。

また、地方住宅供給公社法では、住宅供給公社は自主解散できないこととなっているため、他の都道府県と連携して、解散も視野に入れた法律改正を国に要請します。

## ( 5 ) 財産売却等による歳入の確保

### 県税収入の確保

県税については、長引く景気低迷により、法人二税(法人県民税、法人事業税)を中心に大きく落ち込んでいますが、「挑戦(チャレンジ)ふくい - 福井県経済社会活性化プラン - 」の具体的施策を的確かつ迅速に実施し、産業の活性化を図ることによって県税の増収を図るとともに、課税・徴収対策についても、一層の県税収入の確保を図ります。

### 財産売却

県有財産のうち、県での利活用が見込まれないものについては、早期売却可能地、売却困難地等に分類整理し、可能なものから一般競争入札等により適正価格での売却処分等を積極的に進めます。

### 電源三法交付金等の活用

本県の重要な財源である電源三法交付金・補助金について、制度の充実や用途の弾力化を要望するとともに、その財源を有効に活用して、福祉や教育分野など、県民の暮らしに身近な事業を重点的に推進します。

### 受益と負担の適正化

使用料・手数料については、県民負担の公平性の観点および受益者負担の原則に基づき、地方財政計画、他の類似施設との均衡等を勘案し、適正な見直しを行います。

原則として、前回の改定時から3年以上経過しているものについては、改定を検討し、著しく受益とコストのバランスを欠いているものについては改定を行います。

分担金、負担金についても各種事業の実施に伴う関係市町村・団体等の受益や全国状況を十分考慮し、見直しを進めます。

---

## 新たな自主財源の確保

超過課税や法定外新税の創設等、課税自主権の活用により、財政需要と県民負担との応益関係や県内企業等に与える影響を踏まえ、税源充実策を引き続き検討します。

## その他の歳入の確保

特定目的基金は、設置目的や事業への活用方法（果実運用型、取崩型）等がそれぞれ異なりますが、超低金利という金利情勢が続く中、果実運用型から取崩型への転換などを可能な限り行い、財源として有効活用を図ります。

貸付事業を行っている特別会計については、適正な貸付規模を確保し、余剰金については、一般会計に返還して有効活用します。

貸付金について、適切な債権管理と未収債権の発生の防止に努めるとともに、未収債権については、個々の実情を十分に調査し、回収に努めます。

# 3つの「S」を改革の理念とした行政構造改革

## 1 「管理」から「経営」へ

地方分権新時代を迎えた今日、地方公共団体には、法令に基づき事務を行うといった「行政管理」の発想から脱し、地域の実情に合った施策を自らの責任において判断し、限られた予算等を最適配分していく「行政経営」という視点が必要です。

本県においても、国から自立した「地方政府」としての自覚と責任を持ち、これまでの慣行にとらわれない柔軟な発想により、県民とともに県政を運営していくこと、また、市町村と協力し、国と対等な立場に立って、本県の立場を主張していくこと、さらに、そのための職員の意識改革が必要となっています。

このような課題に速やかに対応し、財政健全化はもとより、県民が満足する県政を進めるため、民間の経営手法を県政に取り入れ、「ニュー・パブリック・マネジメント」(新行政経営)に基づく「成果主義」、「顧客主義」、「事後評価」(1)という考え方を県庁内に徹底する「政策推進マネジメントシステム」を構築し、「リーダーシップ」、「フレンドシップ」、「パートナーシップ」の3つの「S」を改革の理念とした行政構造改革を進めます。

### (リーダーシップ)

予算や人などの行政における経営資源を最適に配分することで、県民にとって最良の政策効果を実現するため構築した「政策推進マネジメントシステム」を的確に運用します。

また、これを実践する職員の意識改革を進めます。

### (フレンドシップ)

県民の思いやエネルギーを絶えず県政に活かすため、政策形成過程からの情報公開と県民参加を推進するほか、県民の視点に立って、県有施設の運営方法の改善や交通手段の充実に取り組むとともに、ITの活用を改善することにより、県民サービスの向上を図ります。

### (パートナーシップ)

住民に最も身近な市町村、地域コミュニティ、NPOとの協力、協働を進め、県民に対する多様な行政サービスの供給手段を構築することにより、県民サービスの向上を図ります。

1 「成果主義」は、どれだけ仕事をしたかではなく、どのような成果を県民にもたらしたのかという成果を重視する考え方です。

「顧客主義」は、県民の目線に合わせ、県政への県民参加を推進する考え方です。

「事後評価」は、事業の予算化だけでなく、事業の成果の検証を重視する考え方です。

## 2 政策推進マネジメントシステムを中心とした県政運営

### (1) 政策推進マネジメントシステム（平成16年度～）

民間の経営手法を県政運営に導入し、予算や人など限られた「行政経営資源」を最適に配分することにより、県民にとって最大の政策効果を実現するため、「福井県政策推進マネジメントシステム」(1)を運用します。

1 「福井県政策推進マネジメントシステム」は、県が効果の高い施策や事業を打ち出すための県庁内の組織運営の考え方を示したものです。

マネジメント・サイクルとして、一般的には「PDSサイクル」(計画：プラン Plan、実施：ドゥ Do、評価：シー See サイクル)が知られています。

本県では、この「PDSサイクル」において、「計画(プラン)」を立案する前に政策課題の現状分析や情報収集を行う「分析」(アセスメント Assessment)の重要性に着目した新たなマネジメントサイクル「APDS(エピデイス)サイクル」を構築します。

### (2) 環境変化に柔軟に対応する機構改革

平成15年6月に「福井元気宣言」を実現するための組織・機構改革を行いました。今後も、社会経済情勢や県民ニーズの変化に応じ、柔軟に組織・機構を見直します。



### ( 3 ) 職員の意識改革

#### 責任の明確化とリーダーシップの発揮

各部局長は、年度ごとに、取り組むべき事項について知事と「政策合意」を締結し、施策や事業の責任者としてリーダーシップを発揮して仕事に取り組みます。

また、課長をはじめとする担当職員が責任を持って成果を上げるようにするため、年度ごとの取組事項を所属長と確認しあう「目標管理制度」の導入を検討します。

#### 意識改革に向けた職員研修（平成16年度～）

職員が成果主義に対する高い意識と経営感覚を備え、県民の意見を直接聞き、前例にとらわれない視点で仕事に取り組むよう、意識改革に向けた実務重視の新たな研修を行います。

（研修内容の例）

ニュー・パブリック・マネジメントの視点に立った演習中心の実務的研修  
企業経営者や福祉関係者等を講師に迎え、直にその実情や経験を聴き、県民の視点で課題解決を考える研修  
企業経営者等と職員が、経営や行政課題について意見交換、討議を行う研修  
社会福祉施設での体験研修

#### 業務プロセス改善（BPR）運動（平成16年度～）

業務プロセス改善（BPR）( 1 ) の考え方を基に職場改善に向けた運動を展開することで、日常業務の効率性や県民にとっての利便性の向上を目指します。

1 「業務プロセス改善（BPR）」とは、行政サービスの向上を目的に、慣例や前例にとらわれずに、ゼロ・ベースで業務の進め方の改善を試みるものです。例としては、申請様式等の簡便化や決裁過程の簡素化などがあります。

（具体的手法）

課題を共有する職員が参加して、業務プロセス改善の具体的事例や考え方について、共同して学びあうワークショップやその成功事例に関する意見交換会を開催し、改善策の速やかな実践や普及を図ります。

## 現場主義の徹底

「県民が何を求めているかを知る」ことを行政の仕事を進めるための基本とし、職員一人ひとりが現場に赴き、自分の目と耳で直接調査を行い、具体的な問題点を探ることにより課題解決に取り組みます。

(例)

### 現場直接リサーチ

施策や事業を立案する前に、担当職員自らが行政サービスの対象者や関係者のところへ直接赴き、課題や問題点など具体的な情報を収集します。

### 公共事業 1 件審査

予算担当者自らが現地に赴いて 1 件審査を行い、県民の視点に立って事業の必要性等を調査します。

## 仕事にコスト意識を

限られた行政経営資源を最大限に活用するためには、担当する事業の費用対効果を的確に見極め、時代に合わなくなった組織や事業を担当部局や職員が主体的にスクラップしていくというコスト意識が必要です。

事務事業の事後評価の実施、公共事業評価システムの再構築、公共事業への 1 件審査の導入などにより、十分な成果を伴わない事務事業については、年度途中における事業中止も辞さない見直しを行うとともに、超過勤務の縮減に努めるなど、コスト意識の徹底を図ります。

## ( 4 ) 仕事の進め方改革

### 全国レベルの政策競争と国への積極的な政策提案

地域間競争の中で、全国の様況や政策の情報を把握し、本県の様況等と比較分析するとともに、民間での取扱いや海外の事例なども研究して、政策立案に反映します。

各部局の企画幹が中心となって、政策推進グループと各課との連携を図ることにより、本県独自の政策を立案し、個性的で独創性あふれる政策の実現に向けて、国に対し積極的に政策提案を行います。

### 構造改革特別区域制度の活用

住民ニーズを踏まえた地域社会活性化の取組みを実現するため、全庁的に構造改革特別区域制度や地域再生構想などの制度を積極的に活用します。

### 県庁内ベンチャー事業

直面する行政課題を「県庁内ベンチャー事業」のテーマとして位置付け、柔軟な発想と創造性を持つ若手職員のグループにその解決方策や実現案を提案させます。

その提案を踏まえて、必要に応じ、事業担当課に課内室やチームを設置し、施策の具体化と実施に向けて取り組みます。

### 公務員制度改革に向けた取組み（平成16年度～）

能力や業績を重視した人事管理の確立等を目指し、国が検討を進めている公務員制度改革を見極めながら、成果主義の導入とも相まった人事評価制度を検討し、導入するほか、新たな人材育成プランを策定します。

### 産業支援機関への目標管理手法の導入

工業技術センターと（財）福井県産業支援センターに、優れた業績を上げている民間組織等の先進的な管理手法を取り入れ、目標と成果を重視する強力な支援体制を構築します。

## 3 県民に身近な県政運営

### (1) 県政への県民参加

#### 「座ぶとん集会」、「福井女性会議」の開催

実際に現場で活動している県民の意見を県政に反映させるため、知事が県内各地に出向いて、県民の声を直接聞く「座ぶとん集会」を開催します。

福井の女性の持つ優れた感性、発想を県政に取り入れるため、女性から県政の様々な課題に対する清新な意見・提言をいただく「福井女性会議」を開催します。

#### 予算編成過程への県民参加

「福井元気宣言」の実現に密接に関連する事業については、予算編成過程において県民に公表して、意見を求め、予算編成に反映します。

#### 「県民パブリックコメント制度」の有効活用（平成16年度～）

県民パブリックコメント制度については、県民の意見がより一層県政に反映できるよう運営方法を改善します。

#### 県政マーケティング（平成16年度～）

政策の立案段階において、できる限り幅広い県民の考え方を把握し、具体的施策の方向性や実施方法等を検討する際の基礎データとして活用するため、県民の意向調査や電子メールを活用したアンケートを実施します。

## 県有施設整備への県民参加

利用者の立場に立った県有施設の整備に向け、施設の竣工前に、利用者である県民の目で整備内容をチェックし、その意見を基に改善を行う「モニター見学会」を実施します。

(例)

新県立病院モニター見学会の実施

## 透明性の高い県政の推進（平成16年度～）

「福井元気宣言」、「政策合意」の達成状況については、年度終了後速やかに、県民にわかりやすく公表します。

平成16年度当初予算から稼働する予算編成オンラインシステムを積極的に活用して財政分析を行い、本県の財政状況等をグラフや図形を使ってわかりやすく公表します。

バランスシートや行政コスト計算書の内容を充実し、政策形成に活用します。  
また、公共施設ごとのコスト計算書等の作成を検討します。

県が収集し、取りまとめた統計情報や報告書等の情報については、冊子等による県政情報センター等での閲覧に加えて、スピーディにホームページに掲載し、情報公開の充実を図ります。

## ( 2 ) 利用しやすい県有施設

「県有施設」とは、県民に利用していただくことを目的として設置している施設や事務の執務場所としての庁舎など県の有する施設全般を指しています。

(例) 県庁舎、合同庁舎、土木事務所、工業技術センター

福井県民会館、国際交流会館、生活学習館、陶芸館

福井運動公園、武道館、図書館、歴史博物館、恐竜博物館、美術館 など

### 県有施設の活用

県庁舎や図書館などの県有施設の整備については、既に一定の水準に達しており、今後は、「造る」から「使う」へと発想を転換することが必要です。

これまでに県が整備し、様々な目的により県民の利用に供している県有施設について、「県民の暮らしを豊かにする」という観点から、県民の幅広い利用を可能とするよう、運営方法を見直します。

また、サンドーム福井など利用率が伸び悩んでいる施設の設置目的等を見直すことや県庁舎の県民ホールなどの使用許可の要件を緩和することなどにより、県有施設の多様な利用が可能となるよう検討します。

### 開館日と開館時間の拡充

利用する多様な県民の立場に立って、開館日や開館時間を見直し、子どもの利用に対応した夏季休暇期間中の毎日開館や社会人の利用に対応した開館時間の延長に取り組みます。

### フレンドリーバスの運行

生涯学習の拠点施設である県立図書館や生活学習館を、子どもから高齢者まで幅広い県民が気軽に利用できるようにするため、福井駅と施設を結ぶ「フレンドリーバス」の運行に取り組みます。

嶺南地域から嶺北地域の文化施設に来場する県民の負担を軽減するため、催事等に合わせて嶺南地域からの送迎バス「フレンドリーアート号」の運行に取り組みます。

## ( 3 ) 利用者の立場に立った I T 活用

### I T 活用の責任者の明確化

I T 活用を統括する情報統括責任者( C I O )を中心に、県民サービスの向上と費用対効果の観点から、県庁全体の I T 活用を推進します。

### 県民が使いやすいホームページの提供

県のホームページについては、高齢者や身体障害者をはじめ幅広い県民にとって使いやすいものとなるよう、N P O と協働して、トップページをはじめとするコンテンツを改善します。

県のホームページにアクセスした県民が必要とする情報にスピーディに到達できるようにするため、検索機能を強化します。

### 電子県庁の構築

I T を活用した申請、届け出等の行政手続きの電子化については、真に県民サービスが向上するか、行政事務の効率化が図られるかという視点で、費用対効果を検証しながら、対応します。

医療、教育、産業など様々な分野で、大量の情報を瞬時に送受信できる「福井情報スーパーハイウェイ」の利活用を推進します。

### 申請書事前協議システムの活用

申請書事前協議システムについて、申請書様式等のダウンロードサービスの対象を拡充し、県民の利便性を向上させます。

### 「地方税の電子申告システム」の導入(平成17年度～)

納税者の利便性の向上を図るため、システム導入や運用の経費を低減しながら、地方税の電子申告制度の導入に取り組みます。

国の自動車保有手続ワンストップサービスシステムの開発の進捗状況を踏まえて、自動車税および自動車取得税の申告手続への I T 活用を検討します。

## 4 市町村、民間団体との協働による県政運営

### (1) 地方分権新時代に対応した市町村の自立の支援

#### 自主的な市町村合併の推進

市町村が自治能力の拡充をめざして取り組む自主的な合併を促進するため、平成14年に策定した「福井県市町村合併支援プラン」に基づき、合併特例法の期限内に全庁を挙げて支援します。また、合併特例法の期限後は、国の新たな法律の内容を見極めながら、対応を検討します。

住民に身近な市町村が地方分権新時代における地方行政の主役になります。県は、市町村の対等なパートナーとして、市町村行政の補完や広域的な調整など支援に努めます。

#### 市町村への権限移譲

県民サービスの向上を図る観点から、住民に最も身近な市町村が実施することが望ましい事務について、権限移譲のあり方や手法等を検討し、権限移譲を推進します。



## (2) NPOや地域コミュニティとの協働

### NPOとの協働

平成15年度中に策定する「NPO(民間非営利団体)との協働指針(仮称)」により、協働の基本的な考え方や協働事業の選定基準等(1)を明らかにし、子育て、在宅介護をはじめとする多様な分野で、ボランティア団体を含むNPOとの協働を推進します。

- 1 協働の基本的な考え方：行政との対等性、NPOの自主性尊重など  
事業選定の基準：NPOの特性の発揮、県民サービスの向上、  
行政の効率化など

(例)

母親や保育士の協力による手作りの子育て情報誌作成をNPO等に委託

既存の民家等を活用してデイサービスを行うNPO法人等に整備費の一部を支援

### 地域コミュニティとの協働

市町村と連携して、地域コミュニティにおける自主防犯活動や自主防災活動、高齢者や障害者を支える活動など、県民の自主的な地域活動との協働を推進します。

(例)

「ふくいマイタウン・パトロール隊」など地域住民による自主防犯活動の支援、顕彰等

高齢者や障害者を地域ぐるみで支え合う仕組みづくりを進める市町村を支援

### ( 3 ) 民間活力の活用

#### アウトソーシングの推進

地域の活性化の推進やコストの縮減を図るため、牧場での飼養、搾乳など特殊な技能を要する業務や、海水浴場の水質検査など一時的に集中する業務で専門的な知識や技術を要するものなどについて、民間のノウハウや技術等を活用したアウトソーシング（外部委託）を推進します。

#### P F I の活用（平成 1 6 年度～）

県立病院の駐車場の整備・運営について、民間の資金や技術等を活用する P F I（ 1 ）の導入の可能性を検討し、事業の着手に向けて取り組みます。

1 「 P F I 」とは、公共施設等の整備・運営において、民間企業が事業を行う主体となり、設計・建設から維持管理・運営までのサービスを提供する手法のことです。

#### 公共施設の管理運営の民営化の検討（平成 1 8 年度～）

指定管理者制度の導入に伴い、公共施設の管理運営について、民間の能力やノウハウを活用して、県民サービスの向上とコストの縮減を図るため、民間企業の参入のあり方を検討します。

これまで、公共施設の管理委託先は、公共団体や県の出資団体等に限定されていましたが、平成 1 5 年 6 月の地方自治法の改正により、民間企業も含めた各種団体の中から管理者を選定する指定管理者制度に改められました。

## 福井県政府の樹立に向けて

---

「福井元気宣言」では、「自己決定・自己責任」の原則の下、市町村と協力し、国に対して対等の立場で県民益を主張、提言する新しい福井県政府を樹立することとしています。

また、変革の時代といわれる21世紀において、地域のポテンシャルティを高めていくためには、県民にとって何が必要かを絶えず問いつづける姿勢を持つことにより、真に求められる行政課題を的確に探り当て、地域の持つ優れた可能性を大切に伸ばし、育てる独創性あふれる施策を展開することが求められています。

そのためには、このプログラムを速やかに実現することにより、国から自立した強靱な財政構造を構築するとともに、地域を経営するという観点から限られた行政経営資源を最大限に活用し、県民の皆さんの思いやエネルギーを絶えず県政に反映させる新しい行政システムを全国に先駆けて築きあげることが必要です。

「福井元気宣言」の達成に向け、知事を中心に全職員が一丸となって、県民が納得し、満足する県政を絶えず追求し、県議会と連携しながら、市町村、地域コミュニティ、NPOそして一人ひとりの県民との協働により、本県が持つ「良きもの、優れたもの」を大切に活かす施策を展開し、ふるさと福井に誇りを持てる県政の実現を目指します。